

議案第77号

山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定について
山陽小野田市個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び水道事業管理者並びに市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

(登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「登録簿」という。)を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (3) 個人情報を取り扱う組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、これらの規定による登録ができないときは、当該個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において当該登録をすることができる。
- 4 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しな

なければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第7条 実施機関（市が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）に規定する山陽小野田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(山陽小野田市個人情報保護条例の廃止)

第2条 山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)は、廃止する。

(山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第3条 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部山陽小野田市個人情報保護審査会の項を次のように改める。

山陽小野田市個人情報保護審査会	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求について審議し、及び答申すること、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合において実施機関の求めに応じて意見を述べること並びに山陽小野田市個人情報保護法施行条例（令和〇年山陽小野田市条例第〇号）第7条の規定による諮問に応じ審議し、及び答申すること。
-----------------	---

（山陽小野田市防災基本条例の一部改正）

第4条 山陽小野田市防災基本条例（平成24年山陽小野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

（経過措置）

第5条 次に掲げる者に係る附則第2条の規定による廃止前の山陽小野田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第9条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行前において旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (2) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務

に従事していた者

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第10条第1項、第2項若しくは第4項（旧条例第15条第5項において準用する場合を含む。）又は第15条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示及び訂正等については、なお従前の例による。
 - 3 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する審議、答申及び意見陳述については、なお従前の例による。
 - 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第1号に掲げる者
 - (3) 第1項第2号に掲げる者
 - 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第6条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。